

**鳥取県告示第576号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年9月11日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
株式会社ハピネライフケア鳥取	ハピネヘルパーステーション倉吉	倉吉市上井359-9	平成21年9月1日	訪問介護